



新しい自己資本比率規制(パーゼルⅢ)の第三の柱「情報開示」に基づき、当金庫の自己資本の充実の状況などについて開示いたします。

I 自己資本の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、2023年3月末の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東春信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本(※1)に係る基礎項目の額に算入された額	1,089百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてきており、経営の健全性・安全性を確保してきているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する事業計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

II 信用リスクに関する項目について

1. リスク管理方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を確保するため、審査部門は営業部門から独立し、貸出審査を厳正に行っております。

また、当金庫が定めた自己査定基準により厳格な自己査定を行い、その結果に基づいて適切な償却・引当を実施しています。

2. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しており、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。しかしながら、与信審査の結果、担保または保証が必要であると考えられる場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資一般事務取扱規程」や「不動産担保管理規程」、「不動産担保土地・建物評価基準及び評価管理システム取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして当金庫が定める「融資一般事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体の保証、適格格付機関が格付する民間会社の保証が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

3. 自己資本比率の算出のために、リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●S&Pグローバル・レーティング ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ●日本格付研究所 ●格付投資情報センター

III 市場リスクに関する項目について

市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することにより、当金庫の資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引(※2)には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、お客さまとの派生商品取引はなく、投資信託への投資において、その一部に本件に係る取引残高があるのみです。投資信託への投資に係るリスク管理は、当金庫が定める運用方針に基づき、適切な運用・管理を行っております。

なお、長期決済期間取引(※3)は行っておりません。

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

1 1 リスク管理の方針及び手続の概要等について

証券化エクスポージャーとは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けにして証券に組み替え、第三者に売却することにより流動化(「証券化」という)した(された)商品のことをいいます。

当該商品に係る関係者の立場としては、一般的に証券化エクスポージャーの裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と、証券化エクスポージャーを購入する側である「投資家」に大別されますが、当金庫は有価証券投資の一環として購入する投資家であります。

当該投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関(※4)が付与する格付情報および時価情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮るなど適切なリスク管理に努めています。また、当該商品への投資にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」等に基づき、当該商品のリスク特性等を分析したうえでALM委員会で協議するなど、慎重な運用・管理を行っています。なお、2023年3月末に保有している証券化エクスポージャーはありません。

2 2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及び裏付投資に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金証券部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況・パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会の協議・承認を経たうえで、ALM委員長(理事長)の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金証券部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社、信託会社等から半期毎及び適時に取得し、役員およびALM委員へ報告することとし、総合企画部においては、資金証券部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法(※5)を採用しています。

4 4 証券化取引に関する会計方針

証券化取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従って適正な処理を行っています。

5 5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●S&Pグローバル・レーティング ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ●日本格付研究所 ●格付投資情報センター

3. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等に係るリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、毎日代表理事等に報告するとともに、定期的に理事会、常務会やALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、その他ベンチャーファンドあるいは投資事業組合への出資に関しては、増減のある都度代表理事等に協議・報告するなど適切な運用・管理を行っています。また、リスクの状況については、財務諸表や運用方法を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従って適正な処理を行っています。

4. 銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

金利リスクの計測については、内部管理上、VaRで行っており、金利リスクを適切にコントロールするため、VaRに対するリスクリミットの遵守状況を有価証券は日次、預貸金等は月次でモニタリングを行い、経営陣に報告しております。なお、VaRに対するリスクリミットは、事業計画において決定されるリスク資本配賦の範囲内に設定しております。また、ポジション及び評価損に限度額を設定し、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう管理を行っております。

IV オペレーショナル・リスクに関する項目について

1 1 リスク管理の方針及び手続の概要等について

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理方針及び管理規程を定め、リスクを確実に認識するとともに、適切な対応、報告が可能となるように態勢を整備しています。

2 2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法(※6)を採用しています。

用語説明

(※1) 【コア資本】

損失吸収力の高い普通出資及び内部留保を中心としつつ、協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金等を加えたものから構成されます。

(※2) 【派生商品取引】(＝デリバティブ取引)

有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が形成される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。

(※3) 【長期決済期間取引】

市場取引において、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超える取引を指します。

(※4) 【適格格付機関】

パーゼルⅢにおいて、金融機関がリスク量を算出するに当たり、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関として定めています。

(※5) 【標準的手法】

リスク・アセット(別冊資料編 P10参照)の算定方法の一つで、従来の規制をベースにリスク・ウェイトを細分化したものです。他に基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法があります。

(※6) 【基礎的手法】

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセット算出方法の一つです。
リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間平均値÷8%